

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案等に関する意見・情報の募集について

令和6年4月18日
農林水産省消費・安全局

この度、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案等」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

本件について、広く国民の皆様からの御意見等を募集し、提出していただいた御意見等を考慮した上で、省令の改正及び告示の改正の内容を決定することを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局植物防疫課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局植物防疫課二国間協議担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年4月18日～5月17日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 改正案の概要（資料1）

② 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案（資料2）

③ 農林水産大臣が定める基準（16件）の一部改正案（資料3）

④ 定めようとする命令等の題名について（別紙）

⑤ チチュウカイミバエについて（参考1）

⑥ クインスランドミバエについて（参考2）